

# 船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年4月17日 11時00分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島東北東方沖 波節岩灯標から真方位252° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 20.3′ 東経133° 41.4′）
インシデントの概要	貨物船とばせは、西南西進中、主機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 とばせ、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134461、天翔汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、約10ノットの対地速力で高見島東北東方沖を西南西進中、平成29年4月17日11時00分ごろ機関当直者が主機の逆転減速機から白煙が発生しているのを認め、点検を行ったところ、逆転減速機の潤滑油圧力が低下していることが判明した。</p> <p>本船は、主機の運転が困難となって救助を要請し、来援した引船にえい航されて多度津町多度津港に入航した。</p> <p>本船は、逆転減速機の潤滑油ポンプの換装が行われた後、運航に復帰した。</p> <p>逆転減速機の潤滑油ポンプは、平成6年7月に新造後、交換された記録がなかった。</p>
分析	本船は、逆転減速機の潤滑油ポンプが劣化していたことから、潤滑油圧力が低下し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、逆転減速機の潤滑油ポンプが劣化していたため、潤滑油圧力が低下し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 逆転減速機の潤滑油ポンプを定期的に点検し、適切な時期に交換すること。</li></ul>
--	--